

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
岐阜県中小企業海外展開支援事業費助成金実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター岐阜県中小企業海外展開支援事業費助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

(助成金の対象となる事業者の要件)

第2条 要綱に定める要件のほか、助成金の対象となる事業者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- 一 県内産業の活性化のために積極的に取り組んでいること。
- 二 経営状況が健全であること。
- 三 助成事業を実施する意志と能力を有すること。

(助成事業採択の基準)

第3条 助成事業採択の基準は、次のとおりとする。

- 一 海外展開に向けて積極的に取り組む事業であると認められること。
- 二 テーマ性及び先進性が認められること。
- 三 社会情勢及び市場ニーズに合致していること。
- 四 継続性及び発展性が認められること。
- 五 県内産業、産地の活性化に寄与するものであること。
- 六 法令に違反するものでないこと。
- 七 その他理事長が不適切と認める事項がないこと。

(事業の事前着手の基準)

第4条 要綱第5条の理事長が特に認めた場合とは、概ね次のとおりとする。

- 一 交付決定前に申し込みを行わなければ、海外展示会出展等に支障がある場合
- 二 交付決定前に海外展示会等が開催される場合で、開催よりも前に助成金交付申請書が提出された場合

(審査委員会)

第4条の2 要綱第6条で定める審査委員会として、「中小企業海外展開支援事業費助成金審査委員会」を設置するものとする。

(助成事業の遂行状況報告の期日)

第5条 要綱第13条の理事長が別に定める期日は、9月末日とする。ただし、9月末日以前に助成事業が完了済みである場合は、助成事業遂行状況報告書の提出を要しない。

(実績報告書の提出期限)

第6条 要綱第15条第3項の理事長が別に定める場合とは、交付決定前に開催される海外展示会等に出展する助成対象事業が交付決定日より前に完了する場合とし、その場合の報告期限は交付決定日から起算して30日以内とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。